

第 8 号議案

東大和市職員の服務の宣誓に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市職員の服務の宣誓に関する条例

東大和市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の服務の宣誓）

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

（委任）

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名